

平成29年度

第1回 定期監査の結果に関する報告

(監査期間：平成29年4月3日から平成29年7月5日まで)

(財 務 部
税 務 部
文化スポーツ部
生活環境部)

平成29年7月18日提出

郡山市監査委員

29郡監査第175号

平成29年7月18日

郡山市議会議長
郡山市長

郡山市監査委員	伊藤達郎
同	橋本勉
同	七海喜久雄
同	田川正治

平成29年度第1回定期監査の結果に関する報告について

地方自治法第199条第1項及び第4項の規定に基づき定期監査を行ったので、
同条第9項の規定により、その結果に関する報告を次のとおり提出する。

平成29年度 第1回 定期監査の結果に関する報告

目 次

第1 準 拠 基 準	1
第2 監 査 の 概 要	1
1 監 査 の 種 類	1
2 監 査 の 対 象	1
3 監 査 の 着 眼 点	1
4 監 査 の 主 な 実 施 内 容	2
5 監 査 の 実 施 場 所 及 び 日 程	2
第3 監 査 の 結 果	2
改善を要する事項（指摘事項）	3
1 収 入 事 務 に つ い て	3
2 支 出 事 務 に つ い て	3
3 契 約 事 務 に つ い て	4
4 財 産 管 理 事 務 に つ い て	4

平成 29 年度 第 1 回 定期監査の結果に関する報告

第 1 準 拠 基 準

郡山市監査基準

第 2 監 査 の 概 要

1 監 査 の 種 類

地方自治法第199条第1項及び第4項の規定に基づく定期監査

2 監 査 の 対 象

(1) 対 象 範 囲

平成28年度に執行した財務事務

(2) 対 象 部 局

ア 財 務 部

財 政 課

公有資産マネジメント課

熱海温泉事業所

契 約 課

技 術 検 査 課

イ 税 務 部

市 民 税 課

資 産 税 課

収 納 課

ウ 文 化 ス ポ ー ツ 部

文 化 振 興 課

ス ポ ー ツ 振 興 課

総 合 体 育 館

国 際 政 策 課

エ 生 活 環 境 部

生 活 環 境 課

東山霊園管理事務所

清 掃 課

富久山クリーンセンター

河内クリーンセンター

廃棄物対策課

原子力災害総合対策課

環境保全センター

3 監 査 の 着 眼 点

財務に関する事務の執行が、適正かつ効率的に行われているか、組織内のチェック体制が有効に機能しているかを主眼とした。

4 監査の主な実施内容

事務の執行状況等に係る提出資料の試査

- (1) 帳簿、書類等の突合
- (2) 関係職員等への質問

5 監査の実施場所及び日程

- (1) 実施場所
監査委員室

- (2) 監査の期間
平成 29 年 4 月 3 日から平成 29 年 7 月 5 日まで

- (3) 講評に対する弁明又は見解の聴取
平成 29 年 7 月 5 日

第3 監査の結果

税務部を除いて、次のとおり改善を要する事項（指摘事項）があったので、内容を十分把握してそれぞれ必要な措置を講じられたい。

なお、事務処理上改善又は留意すべき点で軽微なもの等については、口頭で措置を促した。

改善を要する事項（指摘事項）

1 収入事務について

(1) 調定事務

ア 行政財産使用料の算出に誤りがあった。

行政財産の使用料については、郡山市行政財産使用料条例第2条の規定に基づき、使用料を徴収しなければならないが、体育施設行政財産使用料の算出に誤りがあった。

スポーツ振興課

イ 行政財産目的外使用に係る私用光熱水料の算出に誤りがあった。

行政財産目的外使用許可を受けた者は、郡山市財産管理事務要領第16条の規定に基づき、使用の形態、使用面積に応じ光熱水費等を負担しなければならないが、施設利用に係る水道料の算出に誤りがあった。

富久山クリーンセンター

(2) 徴収事務

手数料徴収に適切でないものがあった。

ア 土地に関する証明及び諸証明等手数料については、郡山市手数料条例第3条第1項の規定に基づき、申請又は請求の際に手数料を納付させなければならないが、申請の際に徴収していなかった。

公有資産マネジメント課

イ 名義変更手数料については、郡山市熱海温泉事業条例第18条第5項の規定に基づき、申請の際に手数料を納入させなければならないが、諸証明等手数料は、同条例第24条の規定に基づき、手数料を徴収して交付するが、申請の際に徴収していなかった。

熱海温泉事業所

2 支出事務について

(1) 支出一般

納品書を受領せず支出命令をしているものがあった。

納品書は、支出の根拠となる重要な証拠書類であり、郡山市財務規則第55条の規定に基づき、支出権者は、支出命令の際に照合すべきものであるが、受領せず支出命令をしているものがあった。

財政課 河内クリーンセンター

(2) 賃借料支出事務

賃借料の支払いが遅延しているものがあった。

賃借料の支払いについては、賃貸借契約書に基づき、毎月末日までに翌月分を支払わなければならないが、住居の賃借料において、支払いが遅延しているものがあった。

国際政策課

3 契約事務について

(1) 契約締結事務

契約書に必要な書類が添付されていないものがあった。

契約書は、郡山市契約規則第3条第2項の規定に基づき、関係書類を添えたものでなければならないが、委託契約において必要な書類が添付されていないものがあった。

国際政策課

4 財産管理事務について

(1) 公有財産管理事務

行政財産目的外使用許可を財務会計システムに登録していないものがあった。

公有財産管理権者は、行政財産の目的外使用許可をしたときは、郡山市財産規則第27条の規定に基づき、許可の内容を財務会計システムに登録しなければならないが、これを行っていないものがあった。

熱海温泉事業所 文化振興課 生活環境課